

令和4年12月1日

お客様、関係先様各位

日本酸化チタン工業会

### 酸化チタン発がん分類取り消し訴訟の第一審判決

いつもお世話になりありがとうございます。

11月23日、欧州第一審裁判所から【酸化チタンの吸入による発がん分類区分2】の取り消し判決が出されました。

TDMA ホームページからの情報によりますと、取り消しの主な理由は、発がん分類の根拠となった研究の信頼性と受容性の評価に誤りがあったこと、及び発がん分類は固有の有害性を持つ物質にのみ適応されるものであるとされています。言い換えますと酸化チタンにはガンを引き起こす固有の有害性が無いという事になります。

本判決は酸化チタンが欧州では有害物質として分類されないことを意味し、有害分類に関連する義務は将来に亘って適用されない事となります。

尚、欧州は二審制の為、今後欧州委員会側が上告するか否か、引続き注視して参ります。

TDMA コメントの全ては下記 URL からご確認ください。

<https://tdma.info/news/the-general-court-of-the-european-union-rules-in-favour-of-tdma-members/>

さらにご不明な点等ございましたら、ご購入先又は当工業会事務局までお問い合わせ下さいますよう宜しくお願い致します。

以上